（目的）

第一条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第八十六条（法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により電波監理審議会が行う審理、法第九十九条の十二第一項及び第二項並びに放送法第百七十八条第一項及び第二項の規定により電波監理審議会が行う意見の聴取並びに法第九十二条の二（法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の法第百四条の四第二項並びに放送法第百八十条において準用する場合を含む。）の規定により出頭を求められた参考人の受ける旅費、日当及び宿泊料の額に関しては、法及び電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（附属の島）

第三十六条の二　令第三条第一項に規定する総務省令で定める附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島とする。　［新設］

（鉄道賃に係る鉄道）

第三十六条の三　令第三条第一項に規定する総務省令で定める鉄道は、次に掲げるものとする。　［新設］

一　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二　軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの

三　外国における前二号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第三十六条の四　令第三条第三項に規定する総務省令で定める船舶は、次に掲げるものとする。　［新設］

一　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二　外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機）

第三十六条の五　令第三条第五項に規定する総務省令で定める航空機は、次に掲げるものとする。　［新設］

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

二　外国における前号に掲げるものに相当するもの

（長時間にわたる航空移動）

第三十六条の六　令第三条第六項に規定する総務省令で定める著しく長時間にわたる航空機移動は、一の旅行区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。　［新設］

（宿泊料の額）

第三十六条の七　令第五条第一項に規定する総務省令で定める額は、一夜当たり、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第十三条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の二級の職員に適用される額に相当する額とする。　［新設］

（旅費及び宿泊料の額の特例）

第三十六条の八　令第六条第二項に規定する総務省令で定めるやむを得ない事情は、審理手続の期日の変更及び傷病その他の総務大臣が認めたもの（次項第三号において「審理手続の期日の変更等」という。）とする。　［新設］

（目的）

第一条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第八十六条（法第百四条の三第二項若しくは第百四条の四第二項又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により電波監理審議会が行う審理及び法第九十九条の十二第一項若しくは第二項又は放送法第百七十八条第一項若しくは第二項の規定により電波監理審議会が行う意見の聴取に関しては、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。